

| | | |
|--|---------------|-------------------|
| <p>○ 平成二十五年度の行政監査の結果の公表 【監査公表】</p> | <p>目次</p> | <p>岡山県公報</p> |
| <p>監査事務局</p> | <p>担当課（室）</p> | <p>発行 岡山県</p> |
| | | <p>目次</p> |
| | | <p>担当課（室）</p> |

平成26年3月25日 岡山県公報 号外

◎岡山県監査公表第四号

地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第百九十九条第二項の規定により、平成二十五年度の行政監査を実施したので、その結果を次のとおり公表する。

平成二十六年三月二十五日

| | | | | |
|---------|---|---|---|----|
| 岡山県監査委員 | 蜂 | 谷 | 弘 | 美 |
| 岡山県監査委員 | 遠 | 藤 | 康 | 洋 |
| 岡山県監査委員 | 與 | 田 | 統 | 充 |
| 岡山県監査委員 | 佐 | 藤 | 由 | 美子 |

平成25年度行政監査結果

〔 平成26年3月25日
岡山県監査公表第4号 〕

岡山県監査委員

目 次

| | | |
|----|---------------------|----|
| 第1 | 監査の概要 | |
| 1 | 監査のテーマ | 1 |
| 2 | 監査の趣旨及び目的 | 1 |
| 3 | 監査の着眼点 | 1 |
| 4 | 監査対象機関 | 1 |
| 5 | 監査の実施期間 | 1 |
| 6 | 監査の実施方法 | 1 |
| 第2 | 監査対象事務の概要 | |
| 1 | 公の施設の設置等の状況 | 1 |
| 2 | 指定管理者制度導入の状況 | 2 |
| 第3 | 監査の結果 | |
| 1 | 指定管理者の選定手続について | 2 |
| 2 | 指定管理者との協定について | 4 |
| 3 | 指定管理者制度導入の効果について | 5 |
| 4 | 適正な管理運営の確保とその検証について | 6 |
| 5 | 指定管理者の指定替えの状況について | 10 |
| 第4 | 監査の意見 | |
| 1 | 指定管理料について | 10 |
| 2 | 非常勤職員等について | 10 |
| 3 | 施設、設備等の修繕について | 10 |
| 4 | 施設の利用促進について | 11 |
| 5 | 募集の周知について | 11 |

第1 監査の概要

1 監査のテーマ

指定管理者制度の運用状況について

2 監査の趣旨及び目的

公の施設は、住民の福祉を増進する目的をもって住民の利用に供する施設で、図書館、美術館、スポーツ施設、福祉施設、公営住宅など住民の身近にあり、住民が誰でも利用することができる施設である。

県では、民間活力を活用して公の施設のサービス向上や管理の効率化を図るため、地方自治法（昭和22年法律第67号。以下「法」という。）第244条の2第3項の規定により指定管理者制度を導入しており、平成25年4月1日現在で69施設が指定管理者制度により運営されているが、本監査は、公の施設の設置目的が効果的に達成されているかなど制度の運用状況を検証し、県民の福祉の増進に資することを目的とする。

3 監査の着眼点

- ① 指定管理者の選定手続は、適切に行われているか。
- ② 協定書は、適切に定められているか。
- ③ 指定管理者制度導入の効果が得られているか。
- ④ 管理運営の検証は、随時適切に行われているか。
- ⑤ 包括外部監査での指摘事項等が改善され、又は反映されているか。

4 監査対象機関

指定管理者制度を導入している公の施設を所管している部局

5 監査の実施期間

平成25年11月から平成26年3月まで

6 監査の実施方法

(1) 書面調査

所管部局に対し、指定管理者制度の運用状況について書面調査を行った。

(2) 聞き取り調査

書面調査を踏まえ、当該施設の所管部局に対して聞き取り調査を行った。

また、必要に応じて指定管理者に対しても聞き取り調査を行った。

第2 監査対象事務の概要

1 公の施設の設置等の状況

公の施設は、法第244条の規定により「住民の福祉を増進する目的をもってその利用に供するための施設」と定められており、指定管理者制度により運営されている公の施設は、平成25年4月1日現在で69施設となっている。

公の施設については、総務部行政改革推進室が平成17年5月に策定した「指定管理者制度導入の手引き」の平成25年4月改訂版である「指定管理者制度運用の手引き」（以下「現行手引き」という。）において、「新設施設への制度導入や導入施設における指定替えに当たっては、県が設置する「公の施設」としての意義、目的等を再度検討した上で、県施設としての必要性を判断することとし、将来にわたり県が設置する意義が低い施設について

は、施設の廃止や譲渡を行うなど、管理運営の在り方についても併せて検討する。」こととされている。

2 指定管理者制度導入の状況

平成15年の法改正により、改正前の法第244条の2第3項の規定に基づき管理委託を行っていた公の施設については、この法律の施行後3年以内に当該公の施設の管理に関する条例を改正し、原則として、公の施設は自らが直接管理を行うか指定管理者による管理を行うかのいずれかによることとなった。

本県においては、平成17年度から新設の5施設について指定管理者制度を導入した。平成18年度からは、従来管理委託を行っていた97施設について一斉に指定管理者制度に移行するとともに、平成19年度からは直営の6施設、平成20年度からは同4施設について導入を進めてきた。

また、平成20年度には、財政構造改革プランによる公の施設の見直しを行い、施設の在り方について再検討し、廃止、譲渡等を行った結果、平成25年4月1日現在で69施設（別表参照）において指定管理者制度を導入しているところである。

第3 監査の結果

平成25年11月から、公の施設に導入されている指定管理者制度を対象として、所管部局に対し書面調査を行うとともに聞き取り調査を行い、また、必要に応じて公の施設を訪問し、指定管理者に対しても聞き取り調査を行った。

その監査の結果は、次のとおりである。

なお、平成19年度に実施された「指定管理者制度の事務の執行及び対象施設の管理運営について」をテーマにした包括外部監査（以下「包括外部監査」という。）での指摘事項等についても、その改善の状況等を確認した。

1 指定管理者の選定手続について

(1) 募集の状況

ア 公募・非公募について

公募については、公の施設の設置条例に規定されており、指定管理者の選定に当たっては公募が原則とされているが、約79%の施設が公募する一方で、市管理のスポーツ施設、市町管理の県営住宅など約21%の施設が非公募としていた。

なお、包括外部監査では、「非公募とするのであれば高度の合理性を要求すべきである。」と指摘されたが、非公募とするに当たっては外部有識者から意見を聴取していた。

表1 公募・非公募の別

| 区 分 | 施設数 | 集計上の施設数(注) | 割合 |
|-------|-----|------------|---------|
| 1 公 募 | 51 | 26 | 78.8 % |
| 2 非公募 | 18 | 7 | 21.2 % |
| 合 計 | 69 | 33 | 100.0 % |

平成26年3月25日 岡山県公報 号外

(注) 集計上の施設数は、実態に即した割合を算出するため、県営住宅(33施設)については、公益財団法人岡山県建設技術センター管理分(26施設)を1施設、市町管理分(7施設)を1施設とし、また、市管理のスポーツ施設(6施設)を1施設とした。

イ 募集要項における応募資格について

公募に当たっては、指定管理者募集要項(以下「募集要項」という。)が県のホームページなどで公表されており、全ての施設の募集要項に応募資格が明示されていた。

なお、包括外部監査では、包括外部監査が行われた当時の「指定管理者制度導入の手引き」(以下「手引き」という。)に応募資格について「全く設定がない。」と指摘されたが、現行手引きでは、各施設ごとの応募資格を盛り込んだ募集要項を作成し、公表することとされており、応募資格のほか募集要項に盛り込むべき項目が例示されている。

(2) 公募の場合の募集の周知方法等(平成24年度以前の直近の指定替え)

ア 募集の周知方法について

公募する施設のうち、約27%の施設が県公報及び県のホームページへの掲載を、約73%の施設がそれらに加え報道機関への情報提供を行っていた。

表2 募集の周知方法

| 区 分 | 施設数 (注1) | 集計上の 施設数 (注2) | 割 合 |
|-------------------------------|-------------|---------------------|--------|
| 1 県公報, 県ホームページ, 報道機関への情報提供 | 19 | 19 | 73.1% |
| 2 県公報, 県ホームページ | 32 | 7 | 26.9% |
| 合 計 | 51 | 26 | 100.0% |

(注1) 非公募の18施設を除く。

(注2) 表1の(注)に同じ。ただし、非公募の7施設を除く。

イ 公募期間について

57~62日間の公募期間となっており、その年に公募する指定管理者の募集開始日と締切日を合わせて公募を行っていた。

なお、包括外部監査では、「応募期間が平均的にみても30日間と短く、民間業者が参入する障害となっている。」と指摘されたが、現行手引きでは、標準的な公募期間を60日間としている。

(3) 応募を検討する事業者を対象とした説明会の開催

公募する全ての公の施設において、募集期間中に応募を検討する事業者を対象とした説明会が開催されていた。

募集要項や業務仕様書の説明に加え、施設見学を行ったり、複数回開催するなどの対応がみられた。

(4) 応募状況

応募者は、公募する施設のうち、約65%の施設が1者、約8%の施設が2者、約27%の施設が3者以上となっていた。

また、応募状況については、公募期間満了後、県のホームページで公表されていた。

表3 応募状況

| 応募者数 | 施設数 (注1) | 集計上の 施設数 (注2) | 割合 |
|------|-------------|---------------------|--------|
| 1者 | 42 | 17 | 65.4% |
| 2者 | 2 | 2 | 7.7% |
| 3者以上 | 7 | 7 | 26.9% |
| 合計 | 51 | 26 | 100.0% |

(注1) 非公募の18施設を除く。

(注2) 表2の(注2)に同じ。

(5) 選定委員会の委員構成

選定委員会は、大学教授、弁護士、公認会計士、税理士、建築士などそれぞれの施設に応じた有識者5～7人により構成されており、県職員の委員は1人までであった。

なお、包括外部監査では、「手引きには全く規定がない。」「ほとんどの選定委員会においては、県職員が過半数を超えている。」と指摘されたが、現行手引きでは、「原則として、5名以上の外部の委員で構成する。」「特に県職員を委員に加える必要がある場合には、1名に限り県職員を委員として参加させる。」としている。

(6) 事業者（応募者）によるプレゼンテーションの実施

選定委員会の委員に、応募者の事業計画や収支予算等を詳細に説明することは、公平、公正な審査のために必要であり、公募する全ての施設の選定において、選定委員会での審査に当たり事業者（応募者）によるプレゼンテーションが実施されていた。

(7) 選定基準及び配点

全ての募集要項において、施設ごとの設置目的に対応した選定基準・配点が明示されていた。

なお、包括外部監査では、「具体的に明記されていない。」、また、「選定基準については、当該施設の公益目的に照らした合理的なものを設定すべきである。」と指摘されたが、現行手引きでは、募集要項において選定基準・配点をあらかじめ明らかにしておくとともに、「公の施設としての設置目的への理解」を審査の視点に加えた選定基準を例示している。

2 指定管理者との協定について

(1) 包括協定と年度協定

県は、指定管理者と協議の上、指定期間全体に関する包括協定と各年度ごとに締結する年度協定を締結している。

各協定書の内容を確認したところ、おおむね適切に定められていた。

なお、現行手引きでは、包括協定と年度協定の主な項目例を示すとともに、参考資料として包括協定書標準例を掲載している。

(2) 指定期間

平成25年4月1日現在、全ての指定管理者の指定期間が5年以上となっていた。

3年の指定期間を5年にするにより、職員の雇用、職員の専門性の確保、施設・設備の維持管理や備品のリースに係る経費の削減などに効果がみられた。

なお、包括外部監査では、手引きは「3年を標準」としており、「3年は短すぎる」と指摘されたが、現行手引きでは、「5年を原則とする。」としている。

(3) 施設の修繕等

包括協定の責任分担の項目において、「県と指定管理者が協議の上決定する。」など、県と指定管理者のどちらが修繕を行うのか明確でないのがみられた。また、指定管理者が行う修繕1件当たりの上限額を設定していない施設が約39%あった。

なお、現行手引きでは、「負担区分については、リスク負担の明確化の観点から各施設の設備の内容や更新時期などを踏まえつつ、あらかじめ協定書において明らかにしておくこと」、また、「負担区分の基準としては、金額を明示するほか、両者が行うべき修繕内容を具体的に列挙するなど、できる限り具体的で客観的な内容とする。」こととしている。

また、施設の長寿命化等については、「長寿命化計画」を策定したり、施設の安全管理のため職員による安全パトロールや緊急時対応訓練を行うなどの措置を講じている施設があった。

表4 施設修繕の負担区分等

| 区 分 | 指定管理者が行う修繕1件当たりの上限額 | | | | | 県が行う | その他 | 計 |
|------------|---------------------|--------|--------|---------|-----------|-------|-----|--------|
| | 金額設定なし | 10万円以下 | 50万円以下 | 100万円以下 | 100万円を超える | | | |
| 施設数 | 24 | 2 | 2 | 34 | 3 | 3 | 1 | 69 |
| 集計上の施設数(注) | 13 | 2 | 2 | 9 | 3 | 3 | 1 | 33 |
| 割合 | 39.4% | 48.5% | | | | 12.1% | | 100.0% |

(注) 表1の(注)に同じ。

3 指定管理者制度導入の効果について

(1) 開館時間、利用時間

指定管理者制度の導入により、利用者の利便性を向上させるため施設の開館時間を1時間延長した施設が1施設、毎週の休館日を廃止した施設が1施設あつ

た。

(2) 公の施設の利用者数、貸室数等の推移

施設の利用状況を確認するため、指定管理者制度導入前と平成24年度の利用者数、貸室数等を22施設（※）で比較したところ、20%以上の増が4施設、10%以上20%未満の増が5施設、10%未満の増が3施設、また、20%以上の減が2施設、10%以上20%未満の減が2施設、10%未満の減が6施設でみられた。

※ 69施設からこの項目の比較に適さない、公の施設の維持管理を行うなど、施設管理の一部に指定管理者制度を導入している施設（以下「一部導入施設」という。）、公の施設の新設と同時に指定管理者制度を導入した施設（以下「新設時導入施設」という。）、県営住宅など47施設を除いたもの。

表5 指定管理者制度導入前と平成24年度の利用者数等の比較

| 区分 | 利用者数、貸室数等 | | | | | | 計 |
|-----|-----------|----------------|-------|-------|----------------|-------|----|
| | 増加 | | | 減少 | | | |
| | 20%以上 | 10%以上 20%未満 | 10%未満 | 10%未満 | 10%以上 20%未満 | 20%以上 | |
| 施設数 | 4 | 5 | 3 | 6 | 2 | 2 | 22 |

（注）公の施設は、文化施設、福祉施設など施設の形態が様々であるため、主に施設の中心的部分の利用状況により、その増減を判定した。

(3) 利用料金

指定管理者制度導入後、利用料金については、26施設（※）のうち、7施設が増、4施設が一部増及び一部減、8施設が変更を行わなかった。

また、利用料金の見直しは、施設の利用促進や近隣の同様の施設との均衡を図ったものなどであった。

※ 69施設からこの項目の比較に適さない一部導入施設、県営住宅など43施設を除いたもの。

表6 利用料金の見直し

| 区分 | 利用料金 | | | | | | 計 |
|-----|------|------------|---|----------|----|-----|----|
| | 増 | 一部増 一部減 | 減 | 変更 なし | 無料 | その他 | |
| 施設数 | 7 | 4 | 0 | 8 | 6 | 1 | 26 |

(4) 自主事業の実施状況

一部導入施設、県営住宅を除く32施設のうち、約91%の施設で、県民を対象にしたボランティアや健康づくりなど各分野のセミナー、障害のある方を対象にしたカルチャー教室、クラシック音楽の演奏会、ダンスの公演、サッカー、テニスなどのスポーツ教室、柔道、剣道の寒稽古、絵画や陶芸などの展示会、写真コンテストなど多種多様な指定管理者による自主事業が行われていた。

4 適正な管理運営の確保とその検証について

(1) 指定管理者の管理体制

ア 非常勤職員等の割合

指定管理者の多くが、非常勤職員等を活用して施設管理業務を行っており、指定管理業務に従事する非常勤職員等の比率は、40%（※）と高くなっていた。

また、指定管理業務に従事する非常勤職員等の比率が20%以上の施設が約59%を、40%以上の施設が約41%を占めていた。

※ 一部導入施設、市町管理の県営住宅及び市管理のスポーツ施設を除く指定管理業務に従事する職員が5人以上の施設で算出した。

<参考> 「毎月勤労統計調査年報（平成24年分）」によると、県内の5人以上の事業所のパート労働者の比率は、24.6%となっている。

表7 全職員に対する非常勤職員等の割合

| 区分 | 0% | 1%以上 20%未満 | 20%以上 40%未満 | 40%以上 60%未満 | 60%以上 80%未満 | 80%以上 100%未満 | 計 |
|-----------------|----|---------------|-------------------|-------------------|------------------|-----------------|----|
| 施設数 (注1) | 32 | 4 | 5 | 6 | 4 | 1 | 52 |
| 集計上の 施設数(注2) | 7 | 4 | 5 | 6 | 4 | 1 | 27 |
| | | | 20%以上：16施設（59.3%） | | | | |
| | | | | 40%以上：11施設（40.7%） | | | |
| | | | | | 60%以上：5施設（18.5%） | | |
| | | | | | | 80%以上：1施設（3.7%） | |

(注1) 一部導入施設（4施設）、市町管理の県営住宅（7施設）及び市管理のスポーツ施設（6施設）計17施設を除く。

(注2) (注1)に加え、県営住宅については、公益財団法人岡山県建設技術センター管理分（26施設）を1施設とした。

イ 職員の従事期間

正規職員の平均従事年数3年以上の施設が24施設と全体の約89%、非常勤職員等の平均従事年数3年以上の施設が12施設と全体の60%となっていた。

表8 職員の平均従事期間について

(単位：施設数)

| 職員区分 | | 平均従事年数 | | | | | | | | | 計 |
|------|-----------------|--------|--------------|--------------|--------------|--------------|--------------|---------------|-------|----|---|
| | | 6月未満 | 6月以上 1年未満 | 1年以上 2年未満 | 2年以上 3年未満 | 3年以上 4年未満 | 4年以上 5年未満 | 5年以上 10年未満 | 10年以上 | | |
| 正規職員 | 施設数(注1) | 0 | 1 | 0 | 2 | 32 | 2 | 11 | 4 | 52 | |
| | 集計上の 施設数(注2) | 0 | 1 | 0 | 2 | 7 | 2 | 11 | 4 | 27 | |

| | | | | | | | | | | |
|--------|-------------|-----------|---|---|---|------------|---|---|---|------|
| | | 3 (11.1%) | | | | 24 (88.9%) | | | | 100% |
| 非常勤職員等 | 施設数(注1) | 0 | 1 | 3 | 4 | 3 | 3 | 6 | 0 | 20 |
| | 集計上の施設数(注2) | 0 | 1 | 3 | 4 | 3 | 3 | 6 | 0 | 20 |
| | | 8 (40.0%) | | | | 12 (60.0%) | | | | 100% |

(注1) 表7の(注1)に同じ

(注2) 表7の(注2)に同じ

ウ 施設管理を行う職員の専門性を確保するための取組

職員の研修会への参加，資格取得の推進，職場研修の実施，ベテラン職員の再雇用などにより専門性の確保に取り組んでいた。

エ 施設管理の業務量と職員数

業務量の変動に合わせたきめ細かい職員配置，変形労働時間制の導入，繁忙期における実務経験がある非常勤職員等の雇用などに取り組んでいた。

(2) 指定管理者の収支の状況

① 収入の状況

比較可能な9施設(※)について，指定管理者制度導入前の管理委託料及び利用料金収入と平成24年度の指定管理料及び利用料金収入を比較した。

ア 指定管理料

9施設全てで指定管理料が減少しており，そのうち20%以上の減が3施設，20%未満の減が6施設においてみられた。

イ 利用料金収入

20%以上の利用料金収入の増が2施設，20%未満の減が4施設においてみられた。

※ 指定管理者制度導入前に管理委託(利用料金制度が採用されていたものに限る。)が行われていた施設を対象とし，指定管理料が支払われていない施設を除く。

表9 指定管理者制度導入前の管理委託料及び利用料金収入と平成24年度の指定管理料及び利用料金収入の比較

(単位：施設数)

| 増 減 | 指定管理者制度導入前と平成24年度の比較 | | | | 利用料 無 料 | 計 |
|--------|----------------------|-------|-------|-------|------------|---|
| | 増 | | 減 | | | |
| | 20%以上 | 20%未満 | 20%未満 | 20%以上 | | |
| 収入 | | | | | | |
| 指定管理料 | 0 | 0 | 6 | 3 | — | 9 |
| 利用料金収入 | 2 | 0 | 4 | 0 | 3 | 9 |

② 支出の状況

比較可能な9施設(※)について，指定管理者制度導入前の人件費及び管

理運営費と平成24年度の人件費及び管理運営費を比較した。

ア 人件費

9施設全てで人件費が減少しており、その内20%を超える減が4施設、20%以内の減が5施設においてみられた。

イ 管理運営費

9施設全てで管理運営費が減少しており、その内20%を超える減が5施設、20%以内の減が4施設においてみられた。

※「①収入の状況」の※に同じ。

表10 指定管理者制度導入前の人件費及び管理運営費と平成24年度の人件費及び管理運営費の比較

(単位：施設数)

| 増 減 | 指定管理者制度導入前と平成24年度の比較 | | | | 計 |
|-------|----------------------|-------|-------|-------|---|
| | 増 | | 減 | | |
| | 20%以上 | 20%未満 | 20%未満 | 20%以上 | |
| 支 出 | | | | | |
| 人 件 費 | 0 | 0 | 5 | 4 | 9 |
| 管理運営費 | 0 | 0 | 4 | 5 | 9 |

(3) 指定管理者による利用者の意見の把握（利用者アンケート調査の実施）

施設の利用者の意向を把握し管理業務に反映させるため、毎年度、利用者アンケート調査が実施されていた。

施設、設備、備品等に関するもの、施設利用の手続に関するもの、駐車場に関するものなど多岐にわたる意見等が寄せられていたが、対応可能なものについては利用者の意見をもとに改善が図られていた。

(4) 経営努力に対するインセンティブ

利用料金を指定管理者自らの収入として収受することができる利用料金制度は、施設の運営において指定管理者の自主的な経営努力を発揮しやすくするものであり、利用料金を徴しない施設、県営住宅、一部導入施設等を除く施設で導入されていた。

収支決算の結果、剰余金が発生した場合は、原則として指定管理者の収益となり経営努力を引き出すインセンティブとなるが、協定に基づき、剰余金の2分の1を県に納付し、残りを指定管理者の収益としたものなどがみられた。

なお、剰余金が出た一部の施設において、次の指定替えの際に指定管理料が減額されたものがみられた。

(5) 管理運営業務の実施状況の点検について

「指定管理業務の実施状況点検シート」が毎年度終了後に事業報告書とともに県に提出され、その内容は事業報告概要とともに県のホームページで公表されていた。

なお、包括外部監査では、「行政評価のため、しかるべきモニタリングシステ

ムの構築をすべきである。」と指摘されたが、現行手引きでは、指定管理者が自らの管理運営の状況を自己点検し、当該点検シートで4段階の評価をして県に提出し、県は、その自己点検結果を踏まえ、指定管理者の管理運営の状況を点検するという方法が示されている。

5 指定管理者の指定替えの状況について

指定管理者制度導入後、平成25年度までに約82%の施設において指定管理者の交替がなかった。

表1-1 指定管理者の指定替えの状況

| 区 分 | 施設数 | 集計上の施設数(注2) | 割合 |
|--|-----|-------------|--------|
| 1 指定管理者の交替あり | 6 | 6 | 18.2% |
| 2 指定管理者の交替なし (指定管理者制度導入時から同一の指定管理者) (注1) | 63 | 27 | 81.8% |
| 合 計 | 69 | 33 | 100.0% |

(注1)「2 指定管理者の交替なし」には非公募の7施設を含む。

(注2)表1の(注)に同じ。

第4 監査の意見

指定管理者制度は、民間事業者が有するノウハウを活用し、一層向上したサービスを多数の住民が均等に享受し、ひいては住民の福祉がさらに増進されることを目的とするものである。

県では、平成17年度から指定管理者制度を導入し、これまで公の施設のサービス向上や管理の効率化を図り、経費の削減などの成果も認められるところである。

指定替えに当たっては、県の公の施設としての必要性を検証するとともに、今後、適正な指定管理者制度の運用により、一層の県民サービスの向上を図り、県民が健康で文化的な生活を送るため、公の施設がさらに有効に機能するよう、次の事項について改善を検討されたい。

1 指定管理料について

指定管理者制度導入前の管理委託料と平成24年度の指定管理料を、比較可能な施設において比較すると、全ての施設の指定管理料が減額されており、それに伴い、施設の管理運営費と人件費が減額されている状況が認められた。

指定管理料の算定に際しては、利用者へのサービスが適正に確保されるよう、施設の設置目的を踏まえ、その利用状況や、施設、設備等の維持管理の状況などをよく精査した上で積算を行われたい。

2 非常勤職員等について

指定管理業務に従事する非常勤職員等の比率(40%)は、県内の5人以上の事業所のパート労働者の比率(約25%)を上回っており、非常勤職員等が利用者へ直接サービスを提供する機会が多くなっている。

平成26年3月25日 岡山県公報 号外

指定管理者が利用者により良いサービスを提供するために、研修などによる非常勤職員等の専門性の向上を図られたい。

3 施設、設備等の修繕について

修繕費用の負担について、必要な修繕に迅速に対応するとともに、費用負担の透明性を高めるため、包括協定に可能な限り金額を設定し、両者が行う修繕を具体的に列挙するなど客観的な内容とされたい。

4 施設の利用促進について

利用者数等が減少している施設については、県と指定管理者が、利用料金、開館時間の延長等のサービス内容、広報の方法等の検証を行い、県民にとってより使いやすい施設となるよう、施設の利用促進について指定管理者とともに対策を講じられたい。

5 募集の周知について

指定管理者制度導入後、約82%の施設で指定管理者の交替がない状況が続いており、また、公募する施設のうち約65%の施設において1者のみの応募となっていた。

このような状況は、指定管理者としての業務を行うことができる組織体制を持つ団体が少ないことも原因の一つと考えられるが、約27%の施設において指定管理者の募集が県公報と県のホームページのみという状況が認められた。

応募者を増やし、より競争原理を働かせるために、引き続き県のホームページなどを活用するとともに、各種広報媒体により、積極的な募集を行われたい。

(別表)

(平成25年4月1日現在)

| | 施設名 | 指定管理者 制度導入時期 | 指定管理者 | 現在の 指定期間 |
|---|-----------------------------------|-----------------|------------------------------|--------------------|
| 1 | 岡山県ボランティア・NPO活動支援センター ※新設時導入施設 | 平成17年7月 | 岡山県ボランティア・NPO活動支援センター管理運営共同体 | 平成23年4月から平成28年3月まで |
| 2 | 岡山県吉備高原都市センター区広場 | 平成19年4月 | 株式会社吉備高原都市サービス | 平成25年4月から平成30年3月まで |
| 3 | 岡山県岡山国際交流センター | 平成18年4月 | 一般財団法人岡山県国際交流協会 | 平成24年4月から平成29年3月まで |
| 4 | 岡山県自然保護センター | 平成19年4月 | 公益財団法人岡山県環境保全事業団 | 平成22年4月から平成27年3月まで |
| 5 | 岡山県立美術館 ※一部導入施設 | 平成19年4月 | 鹿島建物総合管理株式会社 | 平成25年4月から平成30年3月まで |
| 6 | 岡山県天神山文化プラザ | 平成20年4月 | 公益社団法人岡山県文化連盟 | 平成23年4月から平成28年3月まで |
| 7 | 犬養木堂記念館 | 平成18年4月 | 公益財団法人岡山県郷 | 平成24年4月から |

平成26年3月25日 岡山県公報 号外

| | | | | |
|----|-----------------------------|---------|----------------------|------------------------|
| | | | 土文化財団 | 平成29年3月まで |
| 8 | 岡崎嘉平太記念館 | 平成18年4月 | | |
| 9 | おかやま旧日銀ホール ※新設時導入施設 | 平成17年7月 | 特定非営利活動法人バンクオブアーツ岡山 | 平成25年4月から 平成30年3月まで |
| 10 | 岡山武道館 | 平成18年4月 | 財団法人岡山県武道振興会 | 平成24年4月から 平成29年3月まで |
| 11 | 岡山県津山総合体育館 | 平成18年4月 | 津山市 | 平成24年4月から 平成29年3月まで |
| 12 | 岡山県津山東体育館 | 平成18年4月 | | |
| 13 | 岡山県美作ラグビー・サッカー場 | 平成18年4月 | 美作市 | 平成24年4月から 平成29年3月まで |
| 14 | 岡山県備前テニスセンター | 平成18年4月 | 備前市 | 平成24年4月から 平成29年3月まで |
| 15 | 岡山県津山陸上競技場 | 平成18年4月 | 津山市 | 平成24年4月から 平成29年3月まで |
| 16 | 岡山県笠岡陸上競技場 | 平成17年4月 | 笠岡市 | 平成22年4月から 平成27年3月まで |
| 17 | 岡山県南部健康づくりセンター | 平成18年4月 | 公益財団法人岡山県健康づくり財団 | 平成25年4月から 平成30年3月まで |
| 18 | 岡山県視覚障害者センター | 平成18年4月 | 社会福祉法人岡山県視覚障害者協会 | 平成21年4月から 平成26年3月まで |
| 19 | 岡山県聴覚障害者センター ※新設時導入施設 | 平成17年9月 | 公益社団法人岡山県聴覚障害者福祉協会 | 平成21年4月から 平成26年3月まで |
| 20 | 岡山県健康の森学園就労継続支援事業所及び障害者支援施設 | 平成18年4月 | 社会福祉法人健康の森学園 | 平成21年4月から 平成26年3月まで |
| 21 | 岡山県総合展示場 コンベックス岡山 | 平成18年4月 | コンベックス岡山コンソーシアム | 平成21年4月から 平成26年3月まで |
| 22 | 岡山県テクノサポート岡山 | 平成18年4月 | 公益財団法人岡山県産業振興財団 | 平成24年4月から 平成29年3月まで |
| 23 | 岡山セラミックスセンター | 平成18年4月 | 一般財団法人岡山セラミックス技術振興財団 | 平成21年4月から 平成26年3月まで |

平成26年3月25日 岡山県公報 号外

| | | | | |
|------------|---------------------------|---------|--------------------------------------|--------------------|
| 24 | 岡山県岡山リサーチパークインキュベーションセンター | 平成18年4月 | P F I 岡山インキュベート株式会社 | 平成18年4月から平成30年3月まで |
| 25 | 岡山県立青少年農林文化センター三徳園 | 平成18年4月 | 公益財団法人岡山県農林漁業担い手育成財団 | 平成24年4月から平成29年3月まで |
| 26 | 岡山県立森林公園 | 平成18年4月 | 一般財団法人上齋原振興公社 | 平成24年4月から平成29年3月まで |
| 27 | 岡山港福島・高島地区港湾施設 | 平成20年4月 | 岡山港埠頭開発株式会社 | 平成23年4月から平成28年3月まで |
| 28 | 岡山県牛窓ヨットハーバー | 平成18年4月 | 一般財団法人岡山県牛窓海洋スポーツ振興会 | 平成24年4月から平成29年3月まで |
| 29 | 総合グラウンド（岡山武道館を除く。） | 平成18年4月 | 一般社団法人岡山県総合協力事業団 | 平成24年4月から平成29年3月まで |
| 30 | 倉敷スポーツ公園 | 平成18年4月 | 公益財団法人倉敷スポーツ公園 | 平成24年4月から平成29年3月まで |
| 31 } 56 | 県営住宅（33） | 平成18年4月 | 公益財団法人岡山県建設技術センター（26） | 平成24年4月から平成29年3月まで |
| 57 } 63 | | | 笠岡市，井原市，高梁市，和気町，矢掛町，勝央町，吉備中央町(7) | |
| 64 | 岡山県生涯学習センター ※一部導入施設 | 平成19年4月 | C R I S コンソーシアム | 平成25年4月から平成30年3月まで |
| 65 | 岡山県立図書館 ※一部導入施設 | 平成19年4月 | 鹿島建物・オークス・岡山造園グループ | 平成25年4月から平成30年3月まで |
| 66 | 岡山県渋川青年の家 | 平成20年4月 | 小学館集英社プロダクション・平松エンタープライズ・西日本ダイケングループ | 平成23年4月から平成28年3月まで |
| 67 | 岡山県青少年教育センター閑谷学校 | 平成20年4月 | 公益財団法人特別史跡旧閑谷学校顕彰保存会 | 平成23年4月から平成28年3月まで |
| 68 | 特別史跡旧閑谷学校 | 平成18年4月 | | 平成24年4月から平成29年3月まで |
| 69 | 岡山県立博物館 | 平成19年4月 | 日本管財株式会社 | 平成25年4月から |

平成26年3月25日 岡山県公報 号外

※一部導入施設

平成30年3月まで